

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に
関する条約の千九百九十六年の議定書の二千九年の改正

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の二千九年の改正

議定書第六条を同条1とし、同条に次の2を加える。

2 1の規定にかかわらず、附属書一の規定に基づく処分のための二酸化炭素を含んだガスの輸出については、関係国が協定を締結し、又は取決めを行っていることを条件として、これを行うことができる。当該協定又は当該取決めには、次の事項を含める。当該協定を締結し、又は当該取決めを行っている締約国は、機関にその旨を通報する。

2.1 輸出国と受入国との間の許可を与える責任の確認及び配分であつて、この議定書その他の適用可能な国際法に適合したもの

2.2 非締約国に輸出する場合には、少なくともこの議定書と同等の規定（附属書二の規定に適合する許可の付与及び許可の条件に関する規定を含む。）であつて、当該協定又は当該取決めが、海洋環境を保護し、及び保全するためのこの議定書に基づく締約国の義務に違反しないことを確保するためのもの

